

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成16年10月13日

1. 報告・勧告のポイント —— 月例給、ボーナスとともに改定なし

月例給並びに寒冷地手当を除く他の手当については、現行水準を維持

- ①職員給与と民間給与の比較
②特例条例による減額措置の影響
③国及び他の都道府県の動向

(※寒冷地手当は9月6日廃止勧告済)

2. 公民較差 —— 平成16年4月分 (勧告書P. 8)

民間給与(A)	行政職の職員の給与(B)	公民較差(A-B)
374,516円	385,547円 374,265円	△11,031円(△2.86%) 251円(0.07%)
※行政職の平均年齢 42.3歳		

○上段は特例条例による給与減額措置前、下段は措置後の額

○寒冷地手当見直し後の較差(本年分1,010円)…減額措置前△10,021円(△2.61%)
減額措置後 1,261円(0.34%)

3. 報告事項 (勧告書P. 12~P. 16)

(1) 給与改定

ア 給料表

(ア) 行政職給料表及びその他の給料表(教育職給料表を除く。)は、改定しない。

(イ) 教育職給料表は、特性を考慮のうえ改定しない。

大学教育職給料表は1級を削除し4級構成とする。

イ 農林漁業改良普及手当

資格要件等が変更されることから新たに定める。

ウ 特殊勤務手当

実績を重視した支給内容となるよう検討を進める。

エ 通勤手当

交通用具使用者の手当について燃料価格の動向に注視する。

オ 特地勤務手当、へき地手当

国の見直しを注視しながら検討を進める。

カ 教育職員の諸手当

改定しないが、国及び他の都道府県の動向を注視しながら検討を進める。

キ その他

人材確保の困難な職（主に獣医師）の処遇について検討する。

(2) 給与制度の見直し

新たな人事評価システムを確立し、能力・実績を反映する給与制度となるよう、国の動向にも注視しつつ転換を進めていく。

(3) 人事管理上の課題

ア 総労働時間の短縮

1800労働時間に向けた、年次有給休暇取得促進、時間外勤務縮減のさらなる強化

教育職員の時間外在校についての実態把握と部活動やいわゆる補習などの関連についても検討

イ 健康管理対策

メンタルヘルス対策の定着のため、職場研修による偏見の除去やマネージメント強化

受動喫煙ゼロの達成

ウ 男女共同参画社会の推進

女性の管理職への積極的な登用、意思決定過程への参加機会の充実

セクシュアルハラスメントのない職場づくりに向けた職員教育

エ 休暇の拡充

少子化対策、地域での協働の推進などの観点から、現行の休暇制度と無給休暇制度について検討

オ 研修の充実

職員自らの能力向上への意欲に応える研修の充実

(4) 勧告実施の要請

給与勧告制度は、職員給与の決定方式として定着し行政運営の安定に寄与

特例条例による減額措置は職員の生活に与える影響が極めて大

情勢が整い次第、本来あるべき給与水準を確保

議長及び知事におかれては、適切な対応をいただくよう要請する。

4. 勧告の内容 (勧告書P.17)

大学教育職給料表の1級を削除